軌道財団設定に伴うお知らせ

当社所属の軌道線路南北線鉄軌分界点・箕面萱野間を軌道財団に設定するため、鉄道抵当法により軌道財団設定の認可を申請しました。

よって、この軌道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する方又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は軌道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する方は、令和７年９月18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、軌道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

令和７年８月18日

大阪府豊中市寺内二丁目４番１号

北大阪急行電鉄株式会社